

横浜市地震防災戦略における地震火災対策方針について

1 横浜市地震防災戦略の策定等

東日本大震災の教訓等を踏まえ、平成 24 年 10 月に新たな地震被害想定を公表し、本市防災計画「震災対策編」を抜本的に見直すとともに、この地震被害想定を軽減するための減災目標とその対策をまとめた「横浜市地震防災戦略」（以下「地震防災戦略」という。）を平成 25 年 4 月に策定しました。

今回の地震被害想定では、火災による焼失棟数及び死者数がこれまでの想定に比べ激増したことから、地震防災戦略では「火災による被害の軽減」の対策を重点施策の一つとして位置づけ、今年度、「地震防災戦略推進プロジェクト」を庁内で設置し、検討を進めてきました。

今年度中に「地震防災戦略における地震火災対策方針」として取りまとめる予定です。

地震防災戦略の減災目標とその内訳

	被害想定	減災目標 (割合)	減災目標(内訳)		
			火災による 被害の軽減	建物倒壊等に よる被害防止	市民及び地域の 防災力向上等
全壊焼失 建物棟数	112,000 棟	56,000 棟減 (△50%)	43,700 棟減	7,500 棟減	4,800 棟減
死者数	3,260 人	1,630 人減 (△50%)	900 人減	370 人減	360 人減
避難者数	577,000 人	230,800 人減 (△40%)	76,700 人減	35,700 人減	118,400 人減

2 地震防災戦略における地震火災対策方針（案）

(1) 総論

地震防災戦略の減災目標達成に向け、「燃えにくいまち・燃え広がらないまち」を実現する火災に強い都市空間の形成に資するハード施策と、出火率の低減や初期消火力の向上等につながるソフト施策との両輪で地震火災対策を進めます。

(2) 対象地域の考え方

今回の地震被害想定を踏まえ、対象地域（※）を絞り、重点化して施策展開します。

	要件	施策
重点対策地域 約 1,200ha	延焼の危険性が特に高い地域 ・神奈川、西、中、南、磯子区の それぞれの一部	(1) 自助・共助を中心としたソフト施策 (2) 都市計画道路の整備や建築物の不燃化 等のハード施策
対策地域 約 3,700ha	延焼の危険性が高い地域 ・鶴見、神奈川、西、中、南、 保土ヶ谷、磯子、金沢、港北、 戸塚、泉区のそれぞれの一部	(1) 自助・共助を中心としたソフト施策

（重点対策地域と対策地域で、全市域の焼失棟数の約 8 割が含まれます。）

（※）単位面積当たりの焼失棟数により対象地域を絞っており、詳細な区域は精査中です。

3 主要施策メニュー

(1) ソフト施策

全市域で「町の防災組織」への活動支援等により、市民及び地域の防災力や公設消防力の向上を図るとともに、地震による火災の危険性の高い地域については特に出火率の低減や初期消火力の強化につながる取組を実施します。

ア 出火率の低減、初期消火力の強化等の施策

感震ブレーカーや初期消火器具等の設置推進を図り、市民及び地域の防災力の向上を図ります。



スタンドパイプ式初期消火器具

(2) ハード施策

ア 延焼遮断帯の形成

地震被害想定による延焼範囲を分断する都市計画道路を整備するとともに、その沿道と既設の都市計画道路の沿道の建築物について、準耐火建築物（※）以上とする新たな防火規制の導入と除却・不燃化建替補助との連動により、不燃化の促進を図り、延焼遮断帯を形成することで、大規模地震時における延焼被害の軽減を図ります。

（※）準耐火建築物：柱や梁などの建築物の重要な部分を不燃化材で覆い、主要部材が一定時間以上火に耐えられる構造にしたものを言います。

(ア) 都市計画道路の整備と沿道建築物の不燃化

候補路線：汐見台平戸線(南区)等

○今後の事業の進め方は、予算状況や地域実状等を踏まえ、対応していきます。また、沿道建築物の不燃化は、必要性について検証したうえで、実施します。

(イ) 既設の都市計画道路沿道の建築物の不燃化

候補路線：柏葉通り(中区)、弥生台桜木道路(南区)

○不燃化の区域の詳細は、今後、現地調査等を行い、確定します。

イ 建築物の不燃化(面的不燃化)

延焼の危険性が特に高い「重点対策地域」において、建築物を準耐火建築物以上とする新たな防火規制の導入と建築物の除却・不燃化建替補助との連動により、不燃化の促進を図り、地域全体の延焼速度を遅らせることで、大規模地震時における延焼被害の軽減を図ります。

ウ 狭あい道路拡幅、小広場・公園、防火水槽の整備等

狭あい道路拡幅整備、小広場・公園整備、防火水槽の整備等を推進します。

4 主要な施策と実施区域の関係

	ソフト施策			ハード施策						
	感震ブレーカー設置補助	初期消火器具設置費補助 (スタンドパイプ式等) ※2	その他自助・共助施策の推進	延焼遮断帯の形成		建築物の不燃化		狭あい道路拡幅、小広場・公園、防火水槽の整備等		
				沿道建築物の不燃化	都市計画道路の整備と沿道建築物の不燃化	既設の都市計画道路の沿道建築物の不燃化	建築物の防火性能の強化 (新たな防火規制の導入)	除却・不燃化建替補助	狭あい道路拡幅整備 ※3	小広場・公園整備
								まちなの不燃化推進事業の推進		
重点対策地域	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
対策地域 (協議会活動中※1)	○	○	○	—	—	—	○	○	○	○
上記以外の対策地域	○	○	○	—	—	—	—	△	—	△
その他の地域	—	△	○	—	—	—	—	△	—	△

※1 (旧) いえ・みち まち改善事業における防災まちづくり協議会が活動中の地区

※2 市域全体を対象とするが、重点対策地域及び対策地域を優先して実施

※3 市域全体を対象とするが、重点対策地域及び対策地域(協議会活動中)を優先して実施

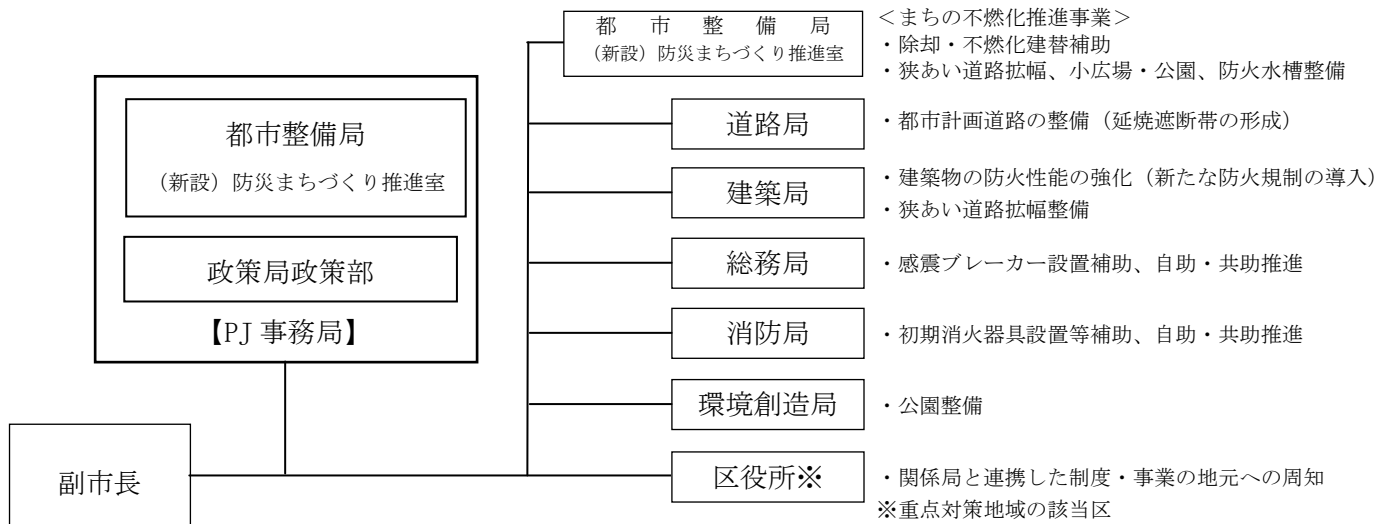
5 「(旧) いえ・みち まち改善事業」の扱い

「(旧) いえ・みち まち改善事業」の対象地域で重点対策地域に含まれる地域については、「まちなの不燃化推進事業」を実施してまいります。また、重点対策地域に含まれない地域のうち、協議会活動中の地区については対策地域として、「まちなの不燃化推進事業」で引き続き防災まちづくりを支援してまいります。

6 推進体制

各区局が横断的かつ継続的に地震火災対策を進める必要があるため、副市長をトップとするPJ体制で、都市整備局に新設する「防災まちづくり推進室」が中心となり、関係区局が包括的に対策を進めていきます。

【平成26年度 地震火災対策推進PJイメージ】

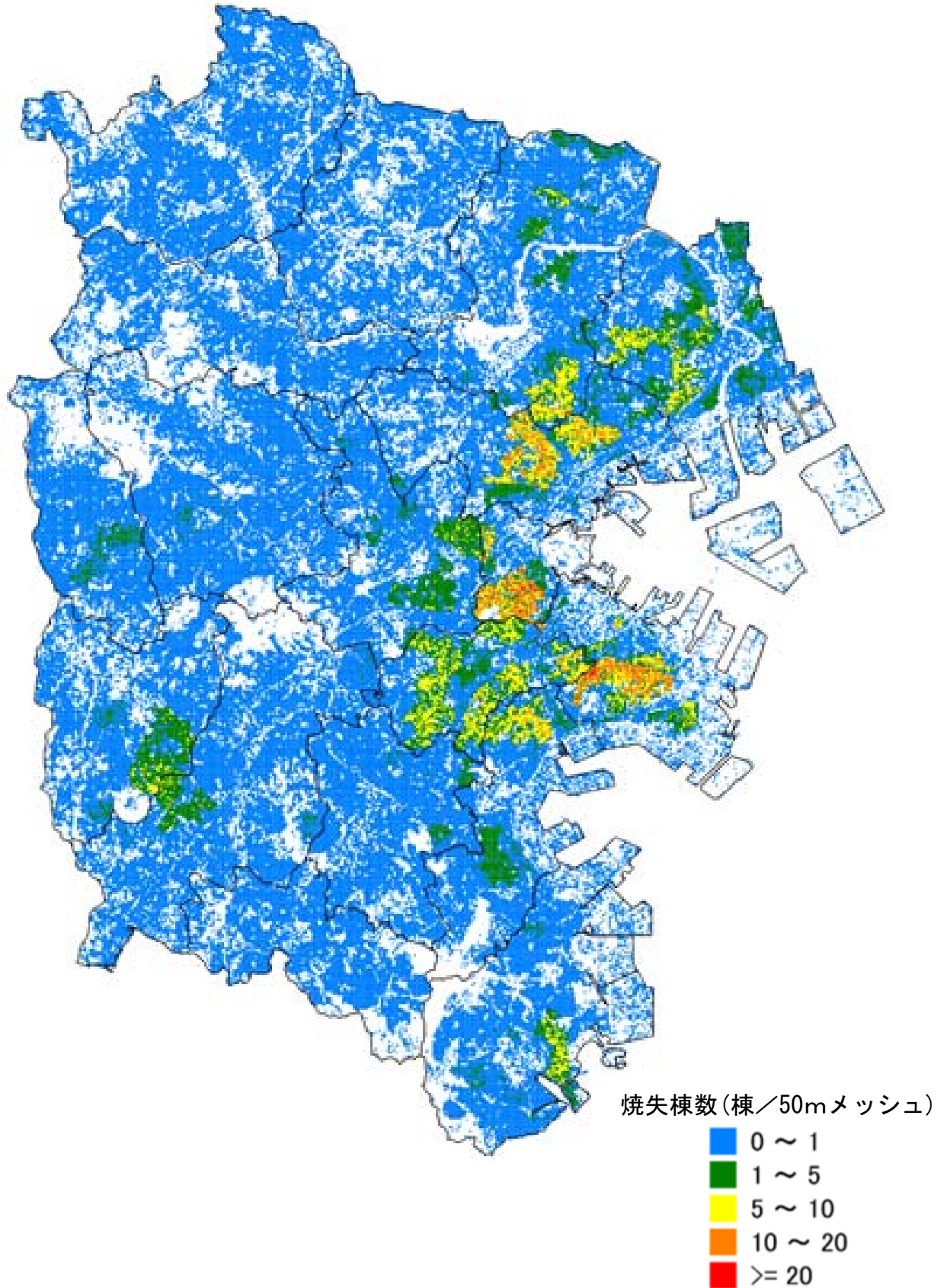


7 今後のスケジュール

時期	内容
3月	<ul style="list-style-type: none">・市連会及び区連会（重点対策地域及び対策地域の該当区）で「地震防災戦略における地震火災対策方針（案）」の説明・「地震防災戦略における地震火災対策方針」の確定(3月末)
5月市会(2定)予定	常任委員会(建築・都市整備・道路委員会)で「新たな防火規制」の導入予定区域や手法等を説明
6月～	「新たな防火規制」の導入予定区域や手法等について、市連会、区連会（重点対策地域の該当区）、各単一自治会・町内会への説明、パブリックコメントの実施
12月頃	「新たな防火規制」の導入予定区域の確定※

※「新たな防火規制」の導入時期については、早期実施に向けて引き続き調整します。

被害想定(元禄型関東地震：冬 18 時、風速 6m/s)



想定する重点対策地域及び対策地域

